

## 第3期みやま市子ども・子育て支援事業計画策定支援事業委託仕様書

1. 業務名 第3期みやま市子ども・子育て支援事業計画策定支援事業委託

2. 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

本業務は現行の第2期みやま市子ども子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期みやま市子ども子育て支援事業計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。

策定にあたっては、みやま市総合計画、第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画、第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画等の各種計画の内容を十分踏まえることとし、アンケート調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、地域の特性や実情、社会的な動向を反映した計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) アンケート調査の実施及び分析

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、保護者ニーズ等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめること。

次の仕様を基本とするが、より適切な調査設計があれば提案すること。

アンケート調査に係る調査票の設計、結果入力・分析、調査報告書の作成は受注者が行い、調査票及び封筒の作成、印刷、調査票の封入・封緘、宛名ラベル貼り付けは発注者が行う。（郵送法を基本とし、発送・回収にかかる経費は発注者が負担する）

調査項目及び調査方法等は、発注者と協議の上、決定すること。

(ア) 子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート

①就学前児童保護者調査 A4版、1色刷、24頁程度、約1,000部

②小学生保護者調査 A4版、1色刷、20頁程度、約1,500部

(2) 現状の分析と課題の整理

(1)の結果及び第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出する。

(3) 見込量の推計・目標量の設定の支援

対象者の人口推計を行った上で、(1)の調査結果をもとに、各種事業・サービスの見込量を推計する。目標量設定にあたっては、現在及び潜在的なサービス提供量、市の長期的な方針、子ども子育て会議の審議などを勘案するとともに、県への報告及び調整を支援する。

(4) 現状の事業評価・課題の整理

現行計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。現計画における関連分野の施策実施状況や今後の課題・施策方針等を把握するため、関係各課や各施設等の関係機関に対し「関連施策評価調査シート」の作成を依頼し、とりまとめを行う。「関連施策評価調査シート」の作成にあたっては受注者からシート案を提案し、発注者と十分に協議の上、内容を決定すること。

(5) みやま市子ども子育て会議の運営支援

会議の開催にあたって、オブザーバーとして出席するとともに、資料作成、会議録の作成等の運営支援を行う。(3回程度実施予定)

(6) 事業計画案の策定支援

各種調査の結果を反映し、子どもの貧困対策推進計画を包含した子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(7) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8) 計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書を作成する。ただし、一般住民が分かりやすい内容とすること。

5. 成果品

【アンケート調査結果報告書】 Word/Excel 等データ (CD-ROM 等) 1部

【計画書】 A4版、100頁程度、Word 等データ (CD-ROM 等) 1部

【その他業務関連データ】 Word/Excel 等データ (CD-ROM 等) 1部

6. 成果品納入期限及び納入場所

納入期限：令和7年3月31日まで

納入場所：みやま市役所 保健福祉部 子ども子育て課 子ども子育て係

7. 支払方法

業務完了後、受注者からの正当な請求に基づく請求書受理後、30日以内に支払うものとする。

8. その他

(1) 受注者は、本業務において知り得た事項を契約期間中及び契約期間後において、第三者に漏ら

してはならない。

- (2) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 福岡県内の本店・支店に在籍している研究員を担当配置すること。
- (4) 県内にて過去に同種、同程度の事業（子ども子育て支援事業計画調査・策定業務）を実施し、適切に遂行した実績を有すること。
- (5) 成果品の作成については、発注者と受注者との協議のうえ実施するものとする。
- (6) 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。
- (7) 本業務に係る印刷物及び電子媒体の著作権は本市に帰属する。